

原議保存期間30年  
(平成50年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙給厚発第41号  
平成20年12月19日  
警察庁長官官房長

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号)による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項は別紙のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について」(平成14年3月1日付け警察庁丙給厚発5号)は、廃止する。

## 別紙

### (凡例)

- 「法」 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）
- 「規則」 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）

### 第1 犯罪被害者等早期援助団体の指定制度の趣旨

犯罪被害者等が抱える多様なニーズに的確に応えるためには、民間団体による援助活動が活発に展開されることが重要であるが、犯罪被害を受けた直後の犯罪被害者等は、多くの場合混乱やショック状態にあるため自らニーズを判断して援助を要請することが困難であり、また、犯罪被害者等にとって民間団体が信頼できる団体かどうかを判断することが困難であるため援助を求めることを躊躇してしまうなどの理由により、十分な援助を受けられない状況にある。

そこで、犯罪被害者等が安心して援助を依頼できるようにするとともに、民間団体の活動を活性化するため、犯罪被害の発生直後から継続的に犯罪被害者等の援助を適正かつ確実に行うことができると認められる民間団体に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が犯罪被害者等早期援助団体として指定することにより、公的認証を与える制度を設けることとしたものである。

### 第2 犯罪被害者等早期援助団体の指定について

#### 1 犯罪被害者等早期援助団体（法第23条第1項関係）

##### (1) 内容

公安委員会は、犯罪被害等（法第2条第4項に規定する犯罪被害等をいう。以下同じ。）を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、当該都道府県の区域において2(1)の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、犯罪被害者等早期援助団体として指定することができることとした。

##### (2) 留意事項

ア 「営利を目的としない」とは、法人の構成員に利益を配分することを目的としないことをいう。役員又は職員に対する給料はここにいう利益の配分には当たらない。営利を目的としない法人としては、一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。）、公益社団法人及び公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。））のほか、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。））等が含まれる。

イ 犯罪被害者等早期援助団体は、都道府県に一を限って指定するなどの数的な限定はなく、法及び規則に規定する要件を満たすものであれば、指定を受けることができる。

ウ 公安委員会は、「当該都道府県の区域」において2(1)の事業を適正かつ確実に行うことができると認められる法人に対して指定を行う。よって、複数の都道府県にわたって2(1)の事業を行っており、これらの都道府県すべてにおいて指定を受けようとする法人は、それぞれの都道府県の公安委員会による指定を受けることが必要となる。

## 2 犯罪被害者等早期援助団体の事業（法第23条第2項関係）

### (1) 内容

犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとした。

(ア) 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

(イ) 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

(ウ) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助すること。

(エ) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により犯罪被害者等を援助すること。

### (2) 留意事項

#### ア 各事業の具体例

(ア) 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動

- ・ 団体の広報誌やパンフレット等の配布
- ・ 団体のホームページの開設
- ・ 他の機関（団体）が発行する広報媒体への団体に関する広告の掲載
- ・ 犯罪被害者等の支援について啓発するための講演会の開催

(イ) 犯罪被害等に関する相談に応ずること

- ・ カウンセリングの実施
- ・ 刑事・民事手続の概要についての説明
- ・ 弁護士、臨床心理士等の紹介

(ウ) 犯罪被害者等給付金の裁定の申請を補助すること

- ・ 犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続の概要の説明
- ・ 裁定の申請に必要な書類の教示
- ・ 申請書類の記載事項の説明

(エ) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助

- ・ 防犯ブザー等の供与又は貸与
- ・ 性犯罪の被害者に対する衣類の提供
- ・ 宿泊施設の提供
- ・ 病院や警察署等への付添い
- ・ 家事の支援、犯罪被害者の家族の世話

- ・ 犯罪被害者等の職場等関係者への連絡
- ・ 犯罪被害者等から構成される自助グループへの支援

#### イ その他

法第23条第2項に規定する事業はいずれの事業も、法に規定する犯罪被害等又は犯罪被害者等を対象としており、過失の身体犯や財産犯等の被害に係る援助はこれに該当しない。よって、これらの法が対象としない被害者援助のみを行う法人は、犯罪被害者等早期援助団体たる資格は有しない。ただし、指定を受けた法人が、あわせて法が対象としない被害者援助を行う場合は、その部分の業務に関して指定の効果が及ばないこととなるだけであり、このような援助を行うこと自体が禁止されるものではない。

以下、規則の規定との整合性を図るため、下記の略称を用いる。

法第23条第2項第2号に掲げる業務	相談業務	相談業務等
法第23条第2項第3号に掲げる業務	申請補助業務	
法第23条第2項第4号に掲げる業務	直接的支援業務	
法第23条第2項(第1号を除く。)に規定する事業	相談事業等	
法第23条第2項に規定する事業	援助事業	
相談業務に従事する者	犯罪被害相談員	
申請補助業務に従事する者	犯罪被害者等給付金申請補助員	
直接的支援業務に従事する者	犯罪被害者直接支援員	
犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員及び犯罪被害者直接支援員	犯罪被害相談員等	

「援助事業に従事する職員」は、犯罪被害相談員等である職員を除く。

また、本通達における説明の便宜上、以下、下記の略称を用いる。

法第23条第2項第2号に規定する事業	相談事業
法第23条第2項第4号に規定する事業	直接的支援事業

### 3 指定の要件(規則第4条関係)

#### (1) 内容

犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪行為の発生後速やかに犯罪被害者等を援助することにより当該犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、次の要件を満たすものについて行うこととした。

- (ア) 定款、寄附行為、規則又は規約において援助事業を行う旨の定めがあること。
  - (イ) 4(1)に定める要件を満たす犯罪被害相談員等が相談事業等を行うために必要な数以上選任されていること。
  - (ウ) 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
    - a 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
    - b 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
    - c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
    - d その他援助事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者
  - (エ) 援助事業を適正かつ確実に行うために必要な施設が備えられていること。
  - (オ) 援助事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、直接的支援事業を行うために必要な資産その他援助事業を適正かつ確実に行うために必要な人的及び経理的な基礎を有すること。
  - (カ) 相談事業等を適正かつ確実に行うために必要な事業規程が定められていること。
  - (キ) 相談業務等に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられていること。
  - (ク) 援助事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になるおそれがないこと。
  - (ケ) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人でないこと。
  - (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、援助事業を適正かつ確実に行うことができること認められるものであること。
- (2) 指定の要件に係る審査を行う上での留意事項
- ア 定款、寄附行為、規則又は規約において援助事業を行う旨の定めがあること（(1)(ア)）
- (ア) 「定款等」とは営利を目的としない法人の組織活動の根本規則たる定款、寄附行為、規則又は規約を指す。
  - (イ) 援助事業、すなわち法第23条第2項（2(1)）の4つの事業を行うことが明確に分かるように定めている必要がある。
  - (ウ) 事業の規定の仕方として、法の規定の仕方と一字一句違わず定めている必要まではないが、単に「犯罪被害者等に対する援助」と何ら定義もなく抽象的に規定するのでは足りない。

(イ) 援助事業が対象とする犯罪被害等又は犯罪被害者等は、犯罪一般の被害又は被害者等とは範囲が異なるが、犯罪一般の被害又は被害者等を対象として援助を行う法人にあっては、定款等においてこの点を区分して規定する必要まではない。

(オ) 規定の仕方の例を挙げると、以下のような規定の仕方が考えられる。

「法第23条第2項に規定する事業」のように簡記する。

法第23条第2項各号に掲げる事業についてそのまま列記する。

法第23条第2項各号の事業を各号ごとに例示しつつ、当該各号の事業について、「犯罪の被害者及びその遺族の支援に関する広報啓発活動」のように、援助の対象を法に規定する犯罪被害者等より広げ、また、法に定める事業を狭めない程度に、その規定の仕方と多少異ならせる。

(カ) 直接的支援事業は、その具体的内容が多岐にわたるものであるが、本指定制度の趣旨にかんがみれば、定款等において、何らかの危機介入（被害直後の混乱時期において、犯罪被害者等の要望に応じて犯罪被害者等の直面している問題を直接取り扱う役務の提供をいう。）的支援を行うことが含まれているべきである。

イ 4(1)に定める要件を満たす犯罪被害相談員等が相談事業等を行うために必要な数以上選任されていること（(1)(イ)）

犯罪被害相談員等の必要数については、事務所において犯罪被害相談員が少なくとも1人は待機しておく必要があるが、その他については、各都道府県における犯罪情勢、援助要請の見込み件数、犯罪被害相談員等の勤務形態（常勤か非常勤か）、各法人の事業規程で定める相談事業等の実施の方法（援助の内容及び手段等）や相談事業等を行う時間等により異なる。よって、一律な基準を設定することはできないが、これらの点を総合して、相談事業等を適正かつ確実に行うことができる程度の犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員、犯罪被害者直接支援員のそれぞれの必要数を個別に判断し、それを満たしているかを審査することとなる。

ウ 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員の欠格事由（(1)(ウ)）

(ア) 「援助事業に従事する職員」には、法23条第2項第1号に掲げる業務（広報啓発活動）に従事する職員のみならず、犯罪被害相談員の職務を補助する職員（4(1)イ(イ)参照）や、法人が援助事業を遂行する上で必要となる事務（会計事務等）に携わるすべての職員が含まれる。

(イ) この欠格事由は、犯罪被害者等早期援助団体に対する犯罪被害者等からの信頼を阻害する要素として、当該法人の役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員、すなわち指定後の犯罪被害者等早期援助団体を構成する役員及び職員のすべてにかかるものである。

(ウ) a及びbの「刑の執行を受けることがなくなった」場合としては、刑の時効や恩赦法に基づく刑の執行の免除が該当する。

なお、刑の執行猶予期間中にある者は、「刑の執行を受けることがなくな

った」場合には該当せず、役員又は職員たる資格を有しないが、執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予期間を経過したときは、刑の言渡しの効力を失うことから、2年を経なくとも役員及び職員たる資格を有することとなる。恩赦法による大赦及び特赦についても同様である。

- (I) dの「援助事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者」とは、例えば、犯罪被害者等に対して物品の販売の勧誘や特定の団体への勧誘（犯罪被害者等から構成される自助グループの紹介など客観的に犯罪被害者等の支援の一環としてみなされるものは除く。）を行うおそれがある者等が該当する。

エ 援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な施設が備えられていること（(1)(I)）

- (ア) 援助事業を行う施設の所在地について、犯罪被害者等が気軽に相談等を行えるような場所の選定に配慮されている必要がある。

- (イ) 相談の対応や申請補助など犯罪被害者等と面接して援助を行うための部屋として、

a 援助要請の見込み件数に応じた数の部屋が設けられていること（犯罪被害者等の利便を考慮し、複数設けられることが望ましい。）、

b 犯罪被害者等がみだりに他人の目に晒されないような場所に部屋が設定されていること、

c 犯罪被害者等のプライバシーが確保されるような構造（例：壁面等に防音加工を施す、窓にカーテンを取り付けるなど）を有していること、

d 落ち着いた状態で援助が受けられるように、部屋のスペース（犯罪被害者等に圧迫感を与えない程度）、内装（例：採光用の窓がある、壁面等は淡く明るい色彩にするなど）及び備品（例：応接ソファ等）の面で配慮されていること、

が必要である。

- (ウ) 電話による相談対応等を行うための場所は、部外の者に相談内容等が聞こえない構造となっていることが必要である。

- (エ) 当該法人の事業内容により、自助グループの支援や研修のためなどの多目的なスペースが確保されていることも必要となる。

- (オ) 援助事業を行う施設としては、事務所のほか、(ア)から(エ)までを満たす施設を借り上げることなどにより措置することも考えられるが、事務所以外の施設の場合は、これを援助事業の遂行に支障なく確実に確保できる方途及び財政的裏付けが必要となる。

オ 援助事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、直接的支援事業を行うために必要な資産その他援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な人的及び経理的基礎を有すること（(1)(オ)）

- (ア) 「援助事業の円滑な運営を行うために必要な職員その他援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な人的基礎」としては、援助事業に従事する職員、

また、職員ならずとも、研修等における部外講師等が、援助事業を継続的に行うに足りる程度に確保されていることが必要となる。

(イ) 「援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎」としては、犯罪被害者援助がその半ばで中断されることがないように、援助事業を相当期間遂行できると認めるに足りる程度の予算等が確保されていることが必要となる。この場合、援助事業を相当期間継続するための経理的基礎として、申請時に現に所要の資金その他の財力を有することまでは要しないが、援助事業を遂行するに足りる資金その他の財力を取得し、かつ、維持し得るであろうとの見通しが諸般の客観的事情を総合して成り立ち得ることが必要である。

(ウ) 本号の個別具体的な審査においては、当該都道府県における犯罪情勢、援助要請の見込み件数、当該法人が行う事業内容等に照らし、事業運営を円滑に行うに必要な組織が構築されているか、職員や研修等における部外講師等の人的措置が確保されているか、予算等の財政的基盤を有するかなどの観点から判断することとなる。

カ 相談事業等を適正かつ確実にを行うために必要な事業規程が定められていること(1)(カ)

(ア) 事業規程(第6の1(1)イ(カ))を定めさせ、公安委員会の審査にかからしめているのは、この規程において定める事項は、当該法人における援助の在り方に直接的な影響を及ぼすものであり、その内容を確定し、一定の水準に達したもとする必要があることによる。

(イ) 事業規程において定める事項は規則第1条第3項(第6の1(1)ウ)に規定されるが、盛り込まれるべき内容及びその留意事項は別添1のとおりである。

キ 相談業務等に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられていること(1)(キ)

(ア) 相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理及び秘密の保持のための措置としては、適切な情報管理規程(第6の1(1)イ(キ))及びその確実な実施を担保するための各種措置(例:書類の保管庫、電子計算機で情報を管理する場合のセキュリティ上の措置等)が講じられていることが必要である。

(イ) 情報管理規程を定めさせ、公安委員会の審査にかからしめているのは、この規程において定める事項は、犯罪被害者等のプライバシー保護に直接的な影響を及ぼすものであり、事業規程と同様、その内容を確定し、一定の水準に達したもとする必要があることによる。

(ウ) 秘密の保持については、法第23条第7項(第4の1(1))に規定する守秘義務と同様、退職後の役員及び職員に対する措置も講じられている必要がある。

(エ) 情報管理規程において定める事項は規則第1条第4項(第6の1(1)エ)に規定されるが、盛り込まれるべき内容及びその留意事項は別添2のとおりである。

ク 援助事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になるおそれがないこと（(1)(ク)）

(ア) 援助事業以外の事業（以下「その他事業」という。）を行う法人も指定の対象となることから、その他事業の遂行が援助事業の公正な遂行に支障を来さないことを求める要件である。

(イ) 「当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になる」場合としては、例えば、その他事業として収益事業を行っている場合に当該収益事業の利益を図るために犯罪被害者等を利用することや収益事業に有意な者を援助において優遇すること、その他事業として宗教活動を行っている場合に犯罪被害者等に対し宗教勧誘することなどが該当する。

(ウ) 本号の要件を満たすためには、その他事業が不公正な援助事業の遂行をもたらさないように制度的に担保されている必要がある。この点は、その他事業が犯罪被害者援助以外の事業の場合に特に問題となる。具体的には、内部規程において援助事業とその他事業が明確に区別され、その他事業が援助事業又は犯罪被害者等に不当な影響を及ぼさないことを確保するための規定が置かれていることが必要であり、さらに犯罪被害相談員等や援助事業に従事する職員がその他事業に従事しないこととされていることなども考えられる。

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人でないこと（(1)(ケ)）

(ア) 暴力団員等が、役員又は職員となること以外により、事業活動を支配する法人を排除する要件である（なお、役員又は職員が暴力団員等であることは(1)(ウ) cにより排除されている。）。

(イ) 「事業活動を支配する」とは、法人の会員等の立場を背景として事業活動に相当の影響力を及ぼし得る地位にあることだけでなく、例えば、寄附、人的派遣又は取引関係等を通じて、当該法人の事業に相当程度の影響力を及ぼし得る場合などが該当する。

コ (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、援助事業を適正かつ確実に行うことができることと認められるものであること（(1)(コ)）

事務処理規程、就業規則、職員給与規程、会計処理規程等の内部規程が定められていることのほか、(ア)から(ケ)までに掲げる要件以外の観点から、適正かつ確実に援助事業を行い得るか判断する。

#### 4 犯罪被害相談員等の要件（規則第5条関係）

##### (1) 内容

ア 犯罪被害相談員及び犯罪被害者直接支援員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であって、次に掲げる要件を満たしている25歳以上の者でなければならないこととした。

(ア) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

(イ) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

- (ウ) 生活が安定していること。
- (イ) 健康で活動力を有すること。
- イ 犯罪被害相談員は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でなければならないこととした。
  - (ア) 犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者
  - (イ) 犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者
  - (ウ) 犯罪被害等に関する相談に関し(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- ウ 犯罪被害者等給付金申請補助員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であって、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者でなければならないこととした。
  - (ア) 未成年者
  - (イ) 成年被後見人又は被保佐人
  - (ウ) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 犯罪被害相談員等の要件に係る審査を行う上での留意事項
  - ア 犯罪被害相談員及び犯罪被害者直接支援員に係る資質的要件(1)ア)
    - (ア) (1)アの(ア)から(イ)までの要件は、いずれも、「業務に必要な範囲で」という程度でよい。すなわち、
      - ・ (ア)は、一般に犯罪被害者等との間で信頼関係を築くことができると認められる程度の社会的信望が備えられていればよく、
      - ・ (イ)又は(ウ)は、援助を受ける者が担当のたらい回しに遭うことがないように、定期的かつ継続的に援助を行い得る程度の熱意、時間的余裕及び生活安定性があればよく、
      - ・ (イ)は、もとより身体障害者を排除する趣旨ではなく、自らが行う業務形態に必要な程度の心身の健康及び活動力を有していればよい。
    - (イ) この要件については、申請時にこれを直接説明する書類の提出は求めているが、他の添付資料(略歴等)や申請時以前の団体における活動等を通じて警察が把握している情報により、判断することとなる。
  - イ 犯罪被害相談員に係る能力的要件(1)イ)
    - (ア) 犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者(1)イ(ア))
      - a 例えば、次のような者として3年以上勤務した者が該当する。
        - ・ 民間団体において犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事する者
        - ・ 都道府県警察における犯罪被害相談窓口の担当者
        - ・ 都道府県警察における身体犯捜査担当者
      - b 相談業務に従事した箇所が2箇所以上にわたる場合は、従事期間が通算しておおむね3年以上であれば、「通算しておおむね3年以上」に該当す

ることとなる。

- c 「犯罪被害等に関する相談に応ずる業務」について、この「犯罪被害等」は、法第2条第4項に規定する犯罪被害等であり、犯罪一般に係る被害より範囲が狭いが、犯罪一般に係る被害の相談に応ずる業務に従事した者にあつては、その相談内容が主として「犯罪被害等」を対象とする場合、当該業務に従事した期間が3年以上であれば、「おおむね3年以上」の要件を満たすものとみなしてよい。
  - d 「業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上」については、例えば民間団体において3年間相談業務に従事したが、月に数回程度しか行っていない場合などはこの要件は満たさず、1日4時間週3日程度の勤務態様で3年以上従事することが求められる。
- (イ) 犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者（(1)イ(イ)）
- a 犯罪被害者等早期援助団体として指定された法人において、指定後、犯罪被害相談員の職務の補助をおおむね3年以上経験した者を指す。
  - b 犯罪被害相談員の職務の補助は、犯罪被害相談員の責任の下で行われるものであり、常に犯罪被害相談員が補助者の言動を監視し、補助者が不適切な対応を行ったときに即時に修正できるような態様で行われなければならない。
  - c 2箇所以上の犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談の職務を補助した場合の年数計算については(ア)bと同様に扱う。
  - d 「補助した期間が通算しておおむね3年以上」については、(ア)dと同様、1日4時間週3日程度の勤務態様で3年以上従事することが求められる。
- (ウ) 犯罪被害等に関する相談に関し(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（(1)イ(ウ)）
- a 個別具体的に判断する必要があるが、例えば次のような者が該当し得る。
    - ・ 精神科医で犯罪被害者等の支援に関する識見を有する者
    - ・ 臨床心理士等のカウンセリングに係る資格を有し、かつ犯罪被害者等の支援に関する識見を有する者
    - ・ 弁護士で犯罪被害者等の支援に関する識見を有する者
    - ・ (ア)又は(イ)の「3年」の要件は満たさないものの、カウンセリングに準ずる業務経験（例：社会福祉士等のソーシャルワーカーとしての業務経験）、大学等における心理学の専攻又は研修等を通じて、知識及び技能を補完し、(ア)又は(イ)と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
  - b 本号を認定するためには、(ア)及び(イ)に比して、犯罪被害者等の支援に関する知識及び技能について、より詳細かつ具体的に疎明される必要がある

る。

(I) その他

本条に規定する要件は、最低限のものであり、法人において独自の要件を付加することは差し支えない。特に、犯罪被害者直接支援員の要件は、直接支援業務の具体的な在り方が多岐にわたることを念頭に置き、最低限のものとして設定したものであり、各法人が行う具体的援助の内容から個別に要件を付加することが望ましい。

第3 犯罪被害者等早期援助団体の円滑な事業遂行を確保するための措置について

1 「公安委員会指定」という文字の名称使用（法第23条第3項及び第27条関係）

(1) 内容

犯罪被害者等を援助する者は、援助事業を行うに当たっては、第2の1(1)の指定を受けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならないこととした。また、これに違反した者は、10万円以下の過料に処することとした。

(2) 趣旨

指定制度の目的を達成するためには、犯罪被害者等早期援助団体の社会的信用を確保することが必要であるが、そのためには、「公安委員会指定」という文字を自由に使用できることとすると、犯罪被害者等が、公安委員会が指定した団体が否かについて外形的に判断できなくなり、ひいては犯罪被害者等早期援助団体であっても安心して援助を要請することが不可能となる。そこで、本制度の目的を担保するため、指定を受けた団体に限り「公安委員会指定」の文字を使用できることとしたものである。

(3) 留意事項

公安委員会の指定を受けた法人は、その名称に「公安委員会指定」という文字を冠することができる。また、指定した公安委員会の都道府県名を付し、「  
県公安委員会指定」とすることも差し支えない。

しかしながら、指定した公安委員会以外の公安委員会の都道府県名を付すことや、「  
県警察指定」、「公安委員会公認」又は「公安委員会認定」などの「公安委員会指定」に類似した名称を用いることは、犯罪被害者等を混乱させ、(1)の違反を助長するおそれがあることから、これらを用いないよう指導すること。

2 警察本部長等による情報提供（法第23条第4項及び規則第7条関係）

(1) 内容

ア 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が相談事業又は直接的支援事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することが

できることとした。(法第23条第4項)

- イ 警察本部長等は、アにより犯罪被害者等早期援助団体に対し犯罪被害者等の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報を提供するときは、相談事業又は直接的支援事業の実施を統括管理する者又はその指定する者に対して行わなければならないこととした。(規則第7条)

(2) 趣旨

- ア 犯罪被害等を受けた直後の犯罪被害者等は、自ら必要性を判断して直接民間団体に対して援助を要請することが困難な場合があり、また、判断が可能であっても、捜査への協力、病院への通院等に忙殺される。さらに、犯罪被害者等が自らの被害について、民間団体に対して繰り返し説明すること自体が犯罪被害者等に過大な精神的負担をかけることとなる。そこで、危機介入の確実な実施を図るため、犯罪被害者等の被害状況等について把握している警察が、犯罪被害者等早期援助団体に対して、その支援に必要な情報を提供することを明確にし、もって、犯罪被害者等早期援助団体から犯罪被害者等に対して能動的にアプローチできるようにすることを可能としたものである。

- イ (1)イは、警察本部長等が提供する情報を受理する者の責任の所在を明確にしたものである。

警察本部長等が行う情報提供は、その後の援助を前提に行われるものであるから、提供された情報が援助に活用されずそのまま放置されるような事態は許されない。そこで、情報の受理を、相談事業又は直接的支援事業の実施を統括管理する者(以下「担当責任者」という。)の責任下において行うこととすることによって、情報受理後、遺漏なく援助を行うことを確保するとともに、情報の取扱いが適切に行われるようにしたものである。

(3) 解釈上の留意事項

ア 犯罪被害者等の同意

- (ア) 情報を提供する際に、犯罪被害者等の同意を必要とすることとしたのは、提供する情報には、犯罪被害者等のプライバシーに関する情報が含まれており、本人の意に反するような場合にまで情報を提供することは、本人の名誉を害するおそれがあり適切でないことによる。

- (イ) 犯罪被害者等の同意は、犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要という特定の情報を犯罪被害者等早期援助団体たる特定の団体に対して警察本部長等が提供することについてのものである。

イ 情報の具体的内容

- (ア) 警察本部長等が提供する情報は、「氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要」と規定されるが、個別のケースにおいて提供される情報は、犯罪被害者等が要請する(又は犯罪被害者等早期援助団体が当該犯罪被害者等に対して行う)援助の内容によって異なる。

なお、提供する犯罪被害の概要の内容は、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害す

るおそれのあるものまでを含むものではない。

- (イ) 相談事業を適正に行うための情報としては、犯罪被害者等が自らの犯罪被害を繰り返し説明することにより受ける精神的負担を軽減するため必要となる情報として、犯罪被害の概要（犯罪被害の発生日時、場所、犯罪被害の程度・内容等）が挙げられる。
- (ウ) 直接的支援事業を適正に行うための情報としては、犯罪被害の程度・内容等に応じて援助体制を判断し、犯罪被害者等に連絡を取るために必要な情報として、犯罪被害の概要のほか、当該犯罪被害者等の氏名、性別、年齢、住所、連絡先等が挙げられる。

ウ (1)イでは、担当責任者のほか「その指定する者」に対して情報提供することができるとしているが、これは、担当責任者に連絡がとれない場合や、担当責任者に対して情報提供することが硬直的に過ぎる場合（例えば、犯罪被害相談員等が犯罪被害者等とともに警察署に訪れた際に当該犯罪被害者等に関する情報を提供する場合。）などを想定したものである。

#### (4) 運用上の留意事項

##### ア 警察本部長等からの情報提供を求めるか否かの確認

(1)アによる情報提供は、犯罪被害者等早期援助団体の「求めに応じ」行われるものである。また、この求めの申出は、個別具体的なケースごとに行われるものでなく、事前の包括的な申出として行われるものである。よって、警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、犯罪被害者等早期援助団体が指定された際には、当該団体に対し、情報提供を求めるか否かについて書面で確認すること。

##### イ 情報提供を求めることの申出方法

警察本部長等は、担当責任者又はその指定する者に対して情報提供を行わなければならない。よって、犯罪被害者等早期援助団体が情報提供を求めることを申し出る場合には、あわせて、担当責任者（あらかじめその指定を受けた者がいる場合はその者も含む。）の氏名及び連絡先を届け出させること。

##### ウ 犯罪被害者等の同意

###### (ア) 同意を得る前に犯罪被害者等に説明すべき事項

犯罪被害者等から同意を得る際には、事前に、当該犯罪被害者等早期援助団体が公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により役員及び職員に守秘義務も課せられていること、当該犯罪被害者等早期援助団体が提供し得る援助の具体的内容、情報提供を行う理由、犯罪被害者等に関する特定の情報を犯罪被害者等早期援助団体に提供することの理由を犯罪被害者等に説明すること。

また、 から の事項を団体又は警察が作成するパンフレット等に記載し、これを犯罪被害者等に示すなど、上記説明が確実に行われるための方策をとることが望ましい。

###### (イ) 同意の取り方

同意の取り方は、書面によるか口頭によるかを問わないが、犯罪被害者等による明示の同意を要する。

- (ウ) 同じ犯罪被害者等に関する情報を2度以上にわたり提供する場合の同意  
同じ犯罪被害者等に関する情報を2度以上にわたり提供する場合においても、提供する情報は異なることから、情報提供を行うたびにごとに、当該情報の提供に係る同意を犯罪被害者等から得ること。

#### エ 情報を提供する際の留意事項

- (ア) 情報提供の方法としては、書面によるか口頭によるかは問わないが、担当責任者又はあらかじめその指定を受けた者以外の者が情報を受理しないような方法で実施すること。
- (イ) 犯罪被害相談員等が警察署等に訪問してきた場合など、担当責任者以外の犯罪被害相談員等に情報を提供しようとするときは、逐次、証票により当該犯罪被害相談員等の身分を確認の上、担当責任者に当該犯罪被害相談員等が情報を受理し得る者なのかを確認すること。
- (ウ) 犯罪被害者等が望む援助の具体的内容を事前に聴取している場合には、犯罪被害者等早期援助団体に対しその内容についても教示すること。

#### オ 指定が行われた都道府県以外の都道府県の警察本部長等からの情報提供

- (ア) (1)に基づく情報提供は、指定が行われた都道府県の警察本部長等のみならず、それ以外の都道府県の警察本部長等からも行い得るものである（例えば、指定団体が存するA県の在住者が、B県において犯罪被害を受けた場合、B県警察からA県の犯罪被害者等早期援助団体へ情報を提供することが可能。）。
- (イ) 指定が行われた都道府県以外の都道府県の警察本部長等からの情報提供が可能となるよう、警察本部長は、犯罪被害者等早期援助団体の指定等が行われたときは、直ちに、下記の事項について全国の警察本部長あてに通知すること。
  - a 指定が行われたとき
    - (a) 規則第2条に基づき公示した内容
    - (b) 当該犯罪被害者等早期援助団体が行う援助の具体的内容及び活動地域
    - (c) 情報提供する際の連絡先（犯罪被害者等早期援助団体の電話番号、情報を受理する担当責任者とあらかじめその指定を受けた者の氏名及び連絡先）
  - b a(a)から(c)までに掲げる事項に変更が生じたとき  
当該変更に係る内容及び年月日
  - c 法第23条第5項に基づく改善命令が行われたとき  
改善命令の内容及びその原因となる事実
  - d 指定の取消しが行われたとき  
規則第12条に基づき公示した内容
- (ウ) 警察本部長は、(イ)の通知を受けた場合、警察署長に対しその周知を図ること。

と。

- (I) 警察本部長等は、情報提供を行おうとする場合において、当該犯罪被害者等早期援助団体に関し不明な点があるときは、当該団体を管轄する警察本部又は当該団体に確認するよう努めること。

#### カ その他

- (ア) 情報を提供することができる者は、警察本部長等とされ、警察署長が含まれる。これは、情報提供が、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう支援するために行われるものであり、その実施には迅速性が求められることが多いことによる。よって、都道府県警察においては、この趣旨にかなうよう、内部手続の簡略化等を図ること。

- (イ) 情報提供をした警察本部長等が、情報提供後、必要に応じて、犯罪被害者等早期援助団体による当該犯罪被害者等に対する援助の実施の有無等を確認する場合には、援助のたびごとに援助の実施状況に関する書面報告を求めるなど、犯罪被害者等早期援助団体に過度の事務負担をかけないこと。

### 3 都道府県警察との間における連絡及び配慮（規則第13条関係）

#### (1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体は、その業務の運営について、都道府県警察と密接に連絡するものとした。

イ 都道府県警察は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、次に掲げる事項について、必要な配慮を加えるものとした。

- (ア) 相談業務等の円滑な運営を図るため必要な知識又は技術の提供に関すること。

- (イ) (ア)に掲げるもののほか、犯罪被害者等早期援助団体の業務の円滑な運営を図るため必要な便宜の供与に関すること。

#### (2) 趣旨

犯罪被害者等早期援助団体が適正かつ確実な事業を継続的に行うためには、公安委員会・警察が指定法人としての監督や指導助言を行うとともに、犯罪被害者等早期援助団体が警察と密接に連絡をとり、警察が犯罪被害者等早期援助団体に対して必要な配慮を加えることが重要となることから、かかる規定を設けたものである。

#### (3) 留意事項

ア (1)アの例としては、密接な連絡を通じて、犯罪被害者等の支援の在り方、研修方法、近い将来行う予定の新規援助事業等について話し合うことや、犯罪被害者等から犯罪被害者等早期援助団体に対して申出のあった苦情に関する事項を随時連絡することなどが挙げられる。

イ (1)イ(ア)の具体的内容としては、次のようなことが例として挙げられる。

相談業務に必要な知識や技術の維持向上を図るためのアドバイス、犯罪被害

給付制度の説明、申請補助を行う上での留意点の教示、防犯グッズ等に関するアドバイスなどを、団体が行う研修に警察職員が講師として赴くことなどを通じて行うこと。

ウ (1)イ(イ)の具体的内容としては、次のようなことが例として挙げられる。

犯罪被害者等早期援助団体が主催する行事への後援、団体が作成するパンフレットを警察署等に備え付けること、警察の広報誌に団体について掲載すること、警察施設を利用させることなど。

#### 第4 犯罪被害者等早期援助団体に係る義務について

##### 1 守秘義務（法第23条第7項及び第26条関係）

###### (1) 内容

犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、相談業務等に関して知り得た秘密を漏らし、又は第2の2(1)の(ア)から(エ)までに掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならないこととした。また、これに違反した者は、20万円以下の過料に処することとした。

###### (2) 趣旨

相談業務等は、犯罪被害者等が受けた被害の内容、生活状況等プライバシーに関する情報を取り扱うことを伴うが、これらの秘密の漏洩又は目的外利用があれば、犯罪被害者等を始めとする関係者の名誉を害し、犯罪被害者等早期援助団体の社会的信用が損なわれることとなる。そこで、相談業務等に関して知り得た秘密に係る漏洩又は目的外利用の禁止に関する規定を設け、もって、犯罪被害者等が安心して犯罪被害者等早期援助団体から援助を受けられるようにしたものである。

###### (3) 留意事項

###### ア 役員

役員とは、法人その他の団体において、その業務の執行、業務の監査等の職権を有する者をいい、一般社団・財団法人や特定非営利活動法人等については、これらを規定する法律において規定が設けられている。

###### イ 職員

職員とは、一般に何らかの組織体において何らかの職を占める者をいい、職員について法令で特別な定義規定を置いていない場合、個別の法人ごとに定款等に照らし、その範囲を判断することとなる。この場合、有給の常勤職員のみならず、無給の非常勤職員や、臨時雇いで補助的な作業に従事する者についても、定款等により職員となり得る。

###### ウ 相談業務等に関して知り得た秘密

守秘義務の対象となる秘密は、相談業務等に関して知り得た秘密である。

「業務に関して知り得た秘密」とは、自己の担当した援助に係る犯罪被害者等の秘密のみならず、業務に関連して知ることのできたすべての秘密が含まれ

る。

また、「秘密」とは、一般に、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものとされ、非公知性（当該事項が未だ広く一般の人に了知されていないこと）及び要保護性（行政目的等を達成するため実質的にもそれを秘密として保護するに値すること）が秘密の要件とされる。

#### エ 漏洩

「漏らす」とは、秘密を知らない第三者に知らせることをいい、口頭による告知又は書類の閲覧等その方法に制限はない。また、その相手方は不特定多数の場合はもちろん、特定の人の場合を含む。

#### オ 目的外利用

「第2の2(1)の(ア)から(イ)までに掲げる事業の目的以外の目的のための利用」の例としては、以下のような場合が考えられる。

- ・ 物品の販売のために利用すること。
- ・ 特定の団体への勧誘（犯罪被害者等から構成される自助グループの紹介など客観的に犯罪被害者等の支援の一環としてみなされるものは除く。）の目的のために利用すること。
- ・ 犯罪被害者の実態に関する調査研究のために利用すること。

#### カ 法第23条第4項の規定（第3の2(1)ア）により提供した情報

警察本部長等が提供する情報は、犯罪被害者等の同意により提供されるものであるが、この同意は、犯罪被害者等早期援助団体が第三者に対して当該情報を提供することまでを認めるものではないから、当該情報に係る秘密には当然守秘義務がかかることとなる。

守秘義務のかかる範囲は相談業務等に関して知り得た秘密であり、警察から提供された情報に係る秘密に限られない。

#### キ 公になっている情報

一般に「秘密」と言い得るためには、非公知性と要保護性が必要であるとされるが、マスコミ等を通じ犯罪被害者等の氏名等が公になっている場合においても、当該犯罪被害者等が犯罪被害者等早期援助団体において援助を受けていること自体は非公知に係る事実であるから、漏洩等することは禁じられるものと解される。

## 2 関係機関等との調和及び連携（法第23条第8項関係）

### (1) 内容

犯罪被害者等早期援助団体は、第2の2(1)の業務の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならないこととした。

### (2) 趣旨

犯罪被害者等に対する援助は、犯罪被害者等早期援助団体のみならず、警察を

始めとする関係機関や関係団体も行うものであり、犯罪被害者等のニーズに応じて効果的な援助を行うためには、これらの活動に配慮し、調和及び連携を図ることが必要であることから、これを義務付けたものである。

(3) 留意事項

ア 関係機関との調和及び連携の具体例

- ・ 保健所や婦人相談所等との連携による犯罪被害者に対する病院等の紹介や付添
- ・ 児童相談所との連携による保護者等から虐待されている子供の保護
- ・ 社会福祉事務所との連携による生活保護を希望する犯罪被害者等への援助

イ 関係団体との調和及び連携の具体例

- ・ 臨床心理士会との連携によるカウンセリングの実施や臨床心理士の紹介
- ・ シェルターを運営する民間団体との連携による犯罪被害者の保護
- ・ 暴力追放運動推進センターや交通安全活動推進センター等特定の分野における相談を専門的に行っている団体の紹介や連携しての援助
- ・ 犯罪被害者等による自助グループと連携しての援助
- ・ 他の団体と共同しての講演会の開催

3 身分を示す証票（規則第6条関係）

(1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害相談員等に対し、その身分を示す証票を交付しなければならないこととした。

イ 犯罪被害相談員等は、その業務に従事するに当たっては、アの証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

ウ アの証票は、別記様式のとおりとした。

(2) 趣旨

ア 犯罪被害者等が安心して援助を受けられるようにするためには、犯罪被害者等において、自己に援助を行う者が犯罪被害相談員等であることを確認できるようにすることが必要であることから、これが可能となるよう、犯罪被害相談員等に証票の携帯を義務付けたものである。

イ 犯罪被害相談員等が、犯罪被害者宅への訪問や犯罪被害者等の関係者への連絡など、事務所外での援助を行う場合には、犯罪被害者等以外の者からも、身分を明らかにするよう求められることが想定されることから、関係者から請求があった場合に証票を提示することを義務付けたものである。

(3) 留意事項

ア 証票の例の確認

犯罪被害相談員等が携帯する証票には、犯罪被害者等早期援助団体の押出しスタンプや印が押してある必要があることから、犯罪被害者等早期援助団体の指定前、又は指定後直ちに、当該犯罪被害者等早期援助団体が犯罪被害相談員

等に対し交付する予定の証票の例を確認すること。

イ 犯罪被害者等に対する証票の教示

警察から犯罪被害者等に犯罪被害者等早期援助団体を紹介する場合には、犯罪被害者等が安心してその援助を受けられるよう、犯罪被害者等に対し、当該犯罪被害者等早期援助団体が犯罪被害相談員等に交付する証票の例を教示すること。

ウ 犯罪被害者等早期援助団体における証票の管理

証票は、援助を初めて受ける犯罪被害者等にとって、犯罪被害相談員等を確認する重要な手段であり、これが悪用されることがあれば、犯罪被害者等早期援助団体の社会的信用を損ねる大きな要因となり得る。よって、犯罪被害者等早期援助団体において証票が適切に管理されるよう指導の徹底を図ること。

エ その他

犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員、犯罪被害者直接支援員のうち2つ以上の資格を有する者は、自己の有するすべての資格を1つの証票に記載することとなるので、誤りのないよう指導すること（別記様式参照）。

## 第5 犯罪被害者等早期援助団体に対する公安委員会の監督について

### 1 改善命令及び指定の取消し（法第23条第5項及び第6項関係）

#### (1) 内容

ア 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（法第23条第5項）

イ 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体がアの命令に違反したときは、その指定を取り消すことができることとした。（法第23条第6項）

#### (2) 趣旨

援助事業の適正性及び確実性を確保するためには、事業運営等に改善が必要である場合には、その状態が継続することにより不当な事態が発生しないよう、かかる状態を解消させる必要があることから、このような場合には、公安委員会が事業運営等に関する改善命令を行い、それに違反した場合は指定を取り消すことができることとしたものである。

#### (3) 留意事項

(1)アの改善命令の例としては、以下のような場合が考えられる。

- ・ 事業規程において定める援助内容を行う上で必要となる人員や資材が確保されていない場合、それらを確保することを命ずること。
- ・ 犯罪被害者等のプライバシーが確保できるような施設が設けられていない場合、犯罪被害者等が安心して相談できるように施設の改善を命ずること。
- ・ 守秘義務違反をした者がいた場合、情報の管理状況について調査を行い、あ

わせて情報管理の重要性に関する再教育を職員に対して行うよう命ずること。

- ・ 相談業務等に関する書類が他人の目に触れるなど適切に管理されていない場合、書類を保管する保管庫等を備えるよう命ずること。

## 2 事業報告等（規則第8条関係）

### (1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体は、指定を受けた日の属する事業年度を除き、毎事業年度（事業年度の定めのない法人にあっては、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。イにおいて同じ。）の開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、公安委員会に提出しなければならないこととした。これを変更しようとするときも、同様とすることとした。

イ 犯罪被害者等早期援助団体は、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を作成し、公安委員会に提出しなければならないこととした。

ウ 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の援助事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、財政の状況又はその事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができることとした。

### (2) 趣旨

改善命令等の公安委員会に係る監督権限を実効あるものとするためには、犯罪被害者等早期援助団体の事業運営等を正確に把握することが必要であることから、犯罪被害者等早期援助団体が事業年度ごとに事業報告書等を公安委員会に提出することとともに、公安委員会が必要に応じて報告等を求めることができることとしたものである。

### (3) 解釈上の留意事項

ア (1)ア及びイにおいて求める報告は、犯罪被害者等早期援助団体たる法人としての報告であり、援助事業に係る部分に限られないが、同時に、援助事業に係る部分が明らかになるように記載したものでなければならない。

イ (1)ウについても、必ずしも援助事業の部分に限られないが、あくまで犯罪被害者等早期援助団体の援助事業の適正な運営を図るためのものであるから、援助事業に関連がある部分であることを要する。ここで関連ある部分としては、例えば、その他事業の実施が援助事業に影響を及ぼしている疑いがある場合における当該その他事業等が含まれる。

### (4) 運用上の留意事項

ア 事業報告等を受けた際には、事業の運営等に関し改善の必要があるか否かなどについて着眼すること。

イ (1)ア及びイによる定期的な事業報告等や、規則第13条第1項の規定（第3の3(1)ア）による密接な連絡とあわせて、(1)ウによる報告徴収を活用することにより、犯罪被害者等早期援助団体に対する犯罪被害者等からの苦情に係る状況を始めとする団体の事業運営状況等の把握に努めること。

ウ (1)ウによる資料等の要求は、当該犯罪被害者等早期援助団体における適正かつ確実な援助事業の遂行を確保するためのものであることに留意し、民間団体の事業活動に支障を来すような過度の介入にならぬよう注意すること。

### 3 解任の勧告（規則第9条関係）

#### (1) 内容

公安委員会は、役員、犯罪被害相談員等又は援助事業に従事する職員が、(ア)から(イ)までのいずれかに該当することとなったときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、当該役員、当該犯罪被害相談員等又は当該職員の解任を勧告することができることとした。

(ア) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(イ) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(ウ) 役員、犯罪被害相談員等又は援助事業に従事する職員たるにふさわしくない非行のあったとき。

(イ) 第2の3(1)(ウ)又は第2の4(1)の要件を満たさなくなったとき。

#### (2) 趣旨

犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員の解任に関し、公安委員会が、その監督の一形態として、団体内部の解決を促すべく、犯罪被害者等早期援助団体に対し勧告することができることとしたものである。

#### (3) 解釈上の留意事項

ア (1)(イ)の「職務上の義務」又は「職務」は、法令、団体の定める内部規程又は上司の職務上の命令によって定められる。

イ (1)(ウ)の「非行」は、必ずしも違法な行為に限定されるものではなく、また、職務に関連した非違行為のみならず、私行上の行為も含まれる。例えば、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づき行政命令を課された場合などは、これに該当し得る。

#### (4) 運用上の留意事項

犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員に不適切な行為等があった場合の措置としては、法第23条第5項(1)(イ)ア)の規定に基づく改善命令の一形態としての役員又は職員の解任命令、規則第9条(1)の規定に基づく解任の勧告(法的には解任を義務付ける効果はない。)、法人による自主的な解任、がある。

この3者間の関係については、実務上、次のようにすべきである。すなわち、内部問題及び当事者間の契約を優先する意味で、当事者たる犯罪被害者等早期援助団体による解任が自主的に行われることが望ましい。よって、解任事由に該当することのみをもって、直ちに解任の勧告や業務改善命令を発することは必ずしも適当ではなく、まずは、自主的解任を待ち、なお解任事由に該当することを放置しており、公益上望ましくないときには勧告により解任を促し、これに従わないときに初めて改善命令を発するという段階を経ることとなる。

## 第6 指定等に関する手続

### 1 指定の申請（規則第1条関係）

#### (1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならないこととした。

- (ア) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (イ) 援助事業を行う事務所の名称及び所在地
- (ウ) 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等

イ アの申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

- (ア) 定款、寄附行為、規則又は規約及び登記簿の謄本
  - (イ) 次に掲げる者の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにこれらの者が第2の3(1)(ウ)のaからdまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
    - a 役員
    - b 犯罪被害相談員
    - c 犯罪被害者等給付金申請補助員
    - d 犯罪被害者直接支援員
    - e 援助事業に従事する職員
  - (ウ) 犯罪被害相談員が第2の4(1)イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを説明した書面
  - (エ) 援助事業に使用する施設並びに資産の総額及び種類に関する書類
  - (オ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度（事業年度の定めのない法人にあっては、申請の日から2年間とする。）における事業計画書及び収支予算書
  - (カ) 相談事業等の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）
  - (キ) 相談業務等に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する規程（以下「情報管理規程」という。）
  - (ク) 援助事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要を記載した書面
  - (ケ) 当該法人が第2の3(1)(ケ)の法人に該当しないことを誓約する書面
  - (コ) 組織及び運営に関する事項その他参考となる事項を記載した書面
- ウ イ(カ)の事業規程は、相談事業等のそれぞれについて、次に掲げる事項を定めたものでなければならないこととした。
- (ア) 相談事業等を行う時間及び休日に関する事項
  - (イ) 相談事業等を行う場所に関する事項
  - (ウ) 犯罪被害相談員等の選任及び解任に関する事項
  - (エ) 相談事業等に関する研修に関する事項
  - (オ) 相談事業等の実施を統括管理する者に関する事項

- (カ) 相談事業等の実施の方法に関する事項
  - (キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、相談事業等の実施に関し必要な事項
- エ イ(キ)の情報管理規程は、次に掲げる事項を定めたものでなければならないこととした。
- (ア) 相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項
  - (イ) 相談業務等に関して知り得た情報の管理に係る事務を統括管理する者に関する事項
  - (ウ) 相談業務等に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項
  - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、相談業務等に関して知り得た情報の適切な管理のため必要な措置に関する事項
  - (オ) 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員並びにこれらの職にあった者が秘密を保持するために必要な措置に関する事項
- (2) 留意事項
- ア 申請書(1)ア)
- (ア) 援助事業を行う事務所の名称及び所在地(1)ア(イ))  
法人の「主たる事務所」に限られず、援助事業を行う事務所のすべてについて記載される必要がある。
  - (イ) 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等(1)ア(ウ))  
性犯罪被害のように特定の被害類型のみを援助対象とする法人についても、指定の対象となることから、指定を受けようとする法人が行う援助の対象を明らかにすることを求めるものである。  
したがって、援助の対象について、法第2条第4項に規定する「犯罪被害等」を網羅する法人にあっては、「法第2条第4項に規定する犯罪被害等」と記載されれば足りるが、その一部のみを援助の対象とする法人にあっては、その具体的内容が記載される必要がある。
  - (ウ) 申請書の様式の例は別添3のとおりであるので、参考とされたい。
- イ 添付書類(1)イ)
- (ア) 定款、寄附行為、規則又は規約及び登記簿の謄本(1)イ(ア))
    - a 営利を目的としない法人の組織活動の根本規則たる定款等を求めるものである(宗教法人は「規則」(宗教法人法第12条)、労働組合は「規約」(労働組合法第5条)など、法人により異なる。)
    - b 法人の類型に応じ、定款、寄附行為、規則又は規約が提出されるとともに、法人としての登記簿の謄本が提出されることとなる。
    - c 定款等には、援助事業を行う旨の定めがあるとともに、援助事業以外の事業を行う法人にあっては、当該事業の内容も明らかにされている必要がある。
  - (イ) 役員及び職員の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びに誓約書(1)イ(

- 1) )
- a 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員、すなわち、指定後、犯罪被害者等早期援助団体を構成することとなる役員及び職員のすべてについて、氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにこれらの者が第2の3(1)(ウ)の欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を求めるものである。
  - b 略歴は、生年月日、本籍地、最終学歴及び職歴のほか、本人の意向により各種役職等を記載させること。
  - c 本書類が人的基盤の審査(第2の3(1)(イ)及び(オ))に資するよう、役員、犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員、犯罪被害者直接支援員及び援助事業に従事する職員の種別に従い、書類を提出させる必要がある。
  - d 本書類の様式の例は別添4のとおりであるので、参考とされたい。
- (ウ) 犯罪被害相談員が第2の4(1)イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを説明した書面(1)イ(ウ))
- 犯罪被害相談員が、規則第5条第2項(第2の4(1)イ)の何号の要件を満たし、これを証するものとして、どのような経験を有するか、あるいはどのような研修を経ているかなどを詳細かつ具体的に説明してあることが必要となる。
- (I) 援助事業に使用する施設並びに資産の総額及び種類に関する書類(1)イ(I))
- a 「施設に関する書類」とは、援助事業に使用する施設につき、事務所の権原を明らかにする図書(賃貸借契約書等)、登記簿の謄本、事務所のある建物全体及び当該建物における事務所の位置を明らかにした図面、事務所の全体を明らかにする図面、援助を行う部屋の構造が明らかになる図面、事務所以外の施設を利用する場合はその詳細を記載した書面である。
  - b 「資産の総額及び種類に関する書類」は、財産目録並びに財産目録に記載した各財産の権利及び価格を証明する書類を意味する。  
指定後寄附を予定されている財産については、寄附申込書や、寄附者、寄附金品及び寄附の時期の一覧表を添付することが最低限必要である。寄附申込書には、寄附者が当該寄附をいつまでに確実に履行できるのかについて明記されておく必要がある。  
また、その寄附が確実に履行されることを証する書類として、現金であれば、それに相当する金額の寄附者の銀行預金残高証明書、不動産の場合には、所有権を示す登記簿の謄本などの権利証明書等が添付されることが望ましい。
- (オ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(1)イ(オ))

援助事業とその他事業の区別が明らかにされている必要がある。

- (カ) 援助事業以外の事業の種類及び概要を記載した書面（(1)イ(ク)）
- a 「援助事業以外の事業」とは、法の対象とする援助事業以外の被害者援助（例：過失による身体犯の被害者への援助）や被害者援助以外の事業（例：収益事業）を意味する。
  - b その他事業が援助事業の遂行を不公正にするおそれがないことを審査するための一資料であることから、これを説明する上で必要な程度に、その他事業の種類及び概要を記載させる必要がある。
- (キ) 組織及び運営に関する事項その他参考となる事項を記載した書面（(1)イ(コ)）

おおむね次のような書面が必要であるが、これらの書面以外にも、法人の内部規程として整備されているものについては、すべて添付されることが望ましい。

役員の権限分担表、 機関及び事務局の組織図、 職員名簿、 事務処理規程、 就業規則、 職員給与規程、 会計処理規程、 職員退職給与規程、 公印管理規程、 過去の援助事業に係る実績。

## 2 指定の公示（規則第2条関係）

### (1) 内容

公安委員会は、指定を行ったときは、1(1)アの(ア)から(ウ)までに掲げる事項及び当該指定を行った年月日を公示しなければならないこととした。

### (2) 留意事項

公示は、犯罪被害者等早期援助団体の援助事業を広く周知させるために行うものである。よって、申請者に対する指定を行った旨の通知は別に行うこと。

## 3 名称等の変更を行う場合の手続（規則第3条関係）

### (1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体は、1(1)アの(ア)又は(イ)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、変更に係る事項及び変更しようとする年月日を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならないこととした。

イ 犯罪被害者等早期援助団体は、1(1)アの(ウ)に掲げる事項、1(1)イ(カ)の事業規程又は同(キ)の情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会の承認を受けなければならないこととした。

ウ 公安委員会は、アによる届出書の提出があったとき又はイにより1(1)アの(ウ)に掲げる事項の変更に係る承認を行ったときは、当該変更に係る事項及び変更しようとする年月日を公示しなければならないこととした。

エ 犯罪被害者等早期援助団体は、1(1)イの(ア)から(オ)までに掲げる書類又は同(ク)から(コ)までに掲げる書類の内容に変更があったときは、速やかに、変更後の内容に係る書類を公安委員会に提出しなければならないこととした。

(2) 承認に係る審査を行う上での留意事項

(1)イにおいて、「当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等」、「事業規程」及び「情報管理規程」の変更について、公安委員会の承認にかからしめたのは、これらの事項が、当該犯罪被害者等早期援助団体における援助事業の在り方や被害者等のプライバシーの保護に直接的な影響を及ぼすものであり、その変更後においても当該法人が適正かつ確実な援助事業の遂行を継続できるかどうかについて、公安委員会が確認する必要があることによる。

したがって、公安委員会は、これらの変更事項の適否はもとより、その変更に伴い必要となる人的又は財政的な措置が講じられているかなどの観点から、承認に係る審査を行う必要があり、また、その判断に必要な資料が足りない場合は、犯罪被害者等早期援助団体に対して補充資料を求めることとなる。

4 事業の廃止又は指定の取消しの申請を行う場合の手続（規則第10条関係）

(1) 内容

ア 犯罪被害者等早期援助団体は、第2の2の(ア)から(イ)までのいずれかの事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、廃止しようとする年月日及び現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならないこととした。

イ 犯罪被害者等早期援助団体は、指定の取消しを受けようとするときは、指定の取消しを受けようとする理由（一定の期日に指定の取消しを受けることを要する場合は、その理由を含む。）及び現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならないこととした。

ウ 公安委員会は、アによる届出書の提出又はイによる申請書の提出があったときは、当該犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消すものとした。

(2) 留意事項

ア (1)アは、犯罪被害者等早期援助団体が、法第23条第2項各号（第2の2(1)の(ア)から(イ)まで）のいずれかの事業を廃止するとき（例：直接的支援事業の廃止）の手続を定めたものであり、各事業の一部を廃止したに過ぎない場合（例：直接的支援事業のうち物品の提供は廃止するが、役務の提供は継続する場合は、これに該当しない（なお、事業の一部を廃止したに過ぎない場合は、事業規程の変更として、事業規程の変更に係る承認の手続きを経ることとなる。））。

イ (1)イは、犯罪被害者等早期援助団体が、自発的に指定の取消しを受けようとするときの手続である。

ウ (1)ア及びイは、当然に取消事由となることから、公安委員会は、この届出書の提出又は申請書の提出があったときは、法第23条第5項の規定（第5の1(1)ア）による改善命令を行うことなく指定を取り消す。

エ (1)ア及びイの「現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置」は、現に

援助を行っている犯罪被害者等に対し当該犯罪被害者等早期援助団体がとった措置の具体的内容を指し、届出書等に犯罪被害者等ごとに記載する。なお、やむを得ない理由により適当な措置をとることができなかった場合には、その犯罪被害者等の人定事項及び犯罪被害状況などを詳細に届出書等に記載することが求められる。

オ 警察本部長は、犯罪被害者等早期援助団体が事業の廃止又は指定の取消しの申請を行おうとする意思を有する場合には、事前に、当該犯罪被害者等早期援助団体と連携し、現に援助を行っている犯罪被害者等に対して適当な措置が講じられるよう努めること。

カ 事業廃止の届出又は指定の取消しの申請が合った時点において、やむを得ない理由により、当該犯罪被害者等早期援助団体において適当な措置をとることができなかった場合には、警察において、他の被害者支援団体又は機関を紹介するなどの措置をとること。

## 5 指定等に関する意見聴取（規則第11条関係）

### (1) 内容

公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体を指定しようとするとき、第5の1(1)アにより改善に必要な措置をとるべきことを命じようとするとき、又は同イにより犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正その他関係する機関の意見を聴くものとした。

### (2) 趣旨

犯罪被害者支援を行う検察当局を始めとした関係機関は、その活動を通じ、民間の犯罪被害者支援団体に関する情報を有している場合があり、また、指定等の手続がこれらの関係機関が行う犯罪被害者等の支援のための施策と調和的に行われる必要があることから、指定等の手続における関係機関の関与を定めたものである。

### (3) 留意事項

ア (1)に基づく意見聴取は、当該都道府県の地方検察庁の検事正のほか、上記趣旨から必要と認められる関係機関から行うこととなる。

イ 犯罪被害者等早期援助団体の事業廃止や指定の取消しの申請に伴い、公安委員会がその指定を取り消そうとするときは（規則第10条第3項：4(1)ウ）、関係機関から意見聴取を行う必要はない。これは、事業廃止の届出や指定取消しの申請があったときには、公安委員会は指定を取り消すべきか否かの判断を要するまでもなく指定を取り消すこととなり、関係機関の意見を聴く必要もないからである。

ウ 意見を聴取する際には、関係機関に対し、指定の場合であれば公示することが予定される事項（指定に係る年月日を除く。）を、改善命令の場合であればその内容及びその原因となる事実を、指定の取消しの場合であれば公示するこ

とが予定される事項（指定の取消しに係る年月日を除く。）及びその原因となる事実を示して行うこと。

## 6 指定の取消しの公示（規則第12条関係）

### (1) 内容

公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならないこととした。

### (2) 留意事項

指定を取り消したときについても、指定時と同様、公示とは別に、処分の名宛人に対する通知を行うこと。

## 第7 その他

### 1 法第23条第3項（第3の1(1)）及び同条第7項（第4の1(1)）違反の事件処理について

犯罪被害者等を援助する者が、援助事業を行うに当たり、公安委員会の指定を受けずに、公安委員会指定という文字を冠した名称を使用した場合には、10万円以下の過料に、また、犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、相談業務等に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外利用した場合は、20万円以下の過料に処せられる（法第23条第3項、同条第7項、第26条及び第27条）。

過料は刑ではないから、刑法総則及び刑事訴訟法の適用はなく、その手続きは、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第161条以降の規定に基づき、以下のような手順で行われることとなる。

違反者の住所地を管轄する地方裁判所での審判（同法第161条）

地方裁判所による過料決定（同法第162条）

検察官による過料の裁判の執行（同法第163条）

そこで、法第23条第3項又は同条第7項の違反に係る事実を認めるときは、当該違反者の住所地を管轄する地方裁判所にその旨を通知すること（非訟事件手続法第161条参照）。

### 2 行政手続法の適用関係について

#### (1) 犯罪被害者等早期援助団体の指定

法第23条第1項の規定（第2の1(1)）による犯罪被害者等早期援助団体の指定は、自己に対する利益を求める申請に対する処分であり、「申請により求められた許認可等」に該当し、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章の適用がある。

#### (2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令

法第23条第5項の規定（第5の1(1)ア）による犯罪被害者等早期援助団体に対

する命令は、行政手続法第2条第4号の「不利益処分」に該当し、同法第3章第1節の適用があり、また、同法第13条第1項第2号に該当することから、同法第3章第3節（弁明の機会の付与）の適用がある。

なお、法人の役員又は職員に対する解任命令を行う場合は、同法第13条第1項第1号八に該当することとなり、同法第3章第2節（聴聞）が適用される。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し

ア 法第23条第6項の規定による取消し

法第23条第6項の規定（第5の1(1)イ）による犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消しは、行政手続法第2条第4号の「不利益処分」に該当し、同法第3章第1節の適用があり、また、同法第13条第1項第1号イに該当することから、同法第3章第2節（聴聞）の適用がある。

イ 規則第10条第3項の規定による取消し

規則第10条第3項の規定（第6の4(1)ウ）による犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消しは、行政手続法第2条第4項但書に該当し、不利益処分とはならない。

(4) 犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員に係る解任の勧告

規則第9条の規定（第5の3(1)）に基づく解任の勧告は、行政手続法第2条第6号の「行政指導」に該当し、同法第4章の適用がある。

### 3 その他

(1) 民間の犯罪被害者支援団体に対する指定制度の説明

本指定制度は、民間の犯罪被害者支援団体の自発的な申請により行うものであり、公安委員会に指定を義務付けたものではないが、犯罪被害者支援団体が指定を受け、犯罪被害者支援活動の活性化を図ることは、犯罪被害者等の支援上望ましいことである。よって、本指定制度の趣旨を活かし、多くの犯罪被害者支援団体が適切な支援活動を行えるよう、犯罪被害者支援団体に対し、指定制度の概要、指定の要件及び手続、指定を受けた後に課される義務等について、十分説明すること。

(2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する支援

犯罪被害者等早期援助団体に対しては、これが犯罪被害者等からの期待を裏切ることなく、適正かつ確実な援助事業を継続的に実施できるよう、規則第13条第2項の規定に基づく配慮を始めとする援助事業の充実強化を図るための各種支援を行われたい。

また、犯罪被害者等早期援助団体の指定が行われた都道府県以外の都道府県警察においても、自らが捜査する事件の犯罪被害者等が当該団体に援助を求めるとも考えられることから、特に近隣の都道府県における犯罪被害者等早期援助団体については広報誌等に掲載を行うなど、その周知に協力することが望ましい。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体以外の犯罪被害者支援団体に対する支援

公安委員会は、法第22条第3項に基づき、犯罪被害者等の支援を目的とする民

間の団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めることとされており、この民間の団体には、犯罪被害者等早期援助団体はもちろん、それ以外の団体も含まれる。

よって法第22条第4項に基づく「犯罪被害者等の支援に関する指針」を踏まえ、適切な支援を行うよう努められたい。

また、犯罪被害者等早期援助団体以外の団体に対して犯罪被害者等に関する情報を提供することについては、個別具体的に判断して、相当の理由があると認められる場合には可能と考えられるが、犯罪被害者等早期援助団体以外の団体の職員は法等による守秘義務を負わないから、特に慎重な判断が必要である。

なお、犯罪被害者等早期援助団体における援助事業以外の被害者支援に対する取扱いについても、同様である。

#### (4) 警察庁への報告

第3の2(4)オにより全国の警察本部長あてに通知するときのほか、犯罪被害者等早期援助団体の指定の申請を受理したとき、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員の解任を勧告しようとするとき、改善命令を発しようとするとき又は指定を取り消そうとするときは、関係書類を添えて警察庁長官官房給与厚生課長あてに報告すること。